

## 7 入学検査料及び授業料等について

### (1) 入学検査料・入学料・授業料 (令和6年4月1日現在)

区分	入学検査料	入学料	授業料(注1)		
			年額	納入回数	1回の納入額
全日制課程	2,200円	5,650円	118,800円	2回 (注2)	第1回: 年額の3/12 第2回: 年額の9/12
定時制課程	950円	2,100円	32,400円		
定時制課程 (単位制)	950円	2,100円	1単位あたり1,740円 ×履修単位数		
通信制課程	950円	500円	1単位あたり336円 ×履修単位数		

## 7 关于报考费以及学费等费用

### (1) 报考费、入学费、学费 (截至2024年4月1日)

分类	报考费	入学费	学费(注1)		
			年額	交纳次数	每次的交纳額
全日制課程	2,200日元	5,650日元	118,800日元	2次 (注2)	第1次: 年額の3/12 第2次: 年額の9/12
定時制課程	950日元	2,100日元	32,400日元		
定時制課程 (学分制)	950日元	2,100日元	1学分1,740日元 ×毕业总学分数		
函授制課程	950日元	500日元	1学分336日元 ×毕业总学分数		

(注1) 从2014年度入学的学生开始,引入了高中就学支援金制度。就学支援金制度是指,区市町村民税的课税标准额×6%—区市町村民税的调整扣除额(※)不满304,200日元(大致年收入不满910万日元)的家庭的学生提出申请,经认定后,支付给学校就学支援金,则该生的学费等将被免除。**但是,若不办理支付手续,则需要个人承担学费。**

另外,已高中毕业或超过学习年限(全日制36个月、定時制48个月)的在校生,不属于就学支援的对象,原则上要征收学费。※政令指定城市的情况下,调整扣除额乘以3/4计算。

(注2) 从2024年度开始,因收入限制而不适用就学支援金的学生,可以提交免除学费的申请,免除全部学费。详情请入学的時候,向预定入学的学校咨询。

※ 因收入限制以外的理由(在校期间等)不适用就学援助金的情况不属于免除对象。

(注3) 学费的交纳次数为2次,也可以分期付款。

※针对因经济原因交纳入学费和学费有困难的家庭,设有免除或减免二分之一费用的制度。

(注1) 平成26年度入学生から、高等学校等就学支援金制度が導入されました。就学支援金制度とは、区市町村民税の課税標準額×6%—区市町村民税の調整扣除額(※)が304,200円未満(年収目安約910万円未満)の世帯の生徒が申請を行い、受給認定された場合、学校に就学支援金を支給することで、その生徒の授業料等が無料になる制度です。返済の必要はありません。**ただし、支給手続を行わない場合は、授業料をご負担いただくこととなります。**

また、既に高校を卒業したことがある方及び修業年限(全日制36か月、定時制48か月)を超えて在学している方については、就学支援金の対象者とならないため、原則として授業料を徴収します。

※ 政令指定都市の場合は、調整扣除の額に3/4を乗じて計算します。

(注2) 令和6年度から、所得制限により就学支援金の適用外となった生徒については、授業料免除の申請を行っていただくことで、授業料を全額免除します。詳細は入学が決定した際に、入学予定の学校にお問い合わせください。

※ 所得制限以外の理由(在学期間等)により就学支援金が適用外となった場合は免除の対象外です。

(注3) 授業料の納入回数は2回ですが、分割払いとすることも可能です。

※ 入学料及び授業料の納入が経済的に困難な家庭については、免除又は2分の1に減額する制度があります。

(2) 奨学のための給付金について

高校では、入学料及び授業料とは別に、学校ごとに決定した修学旅行等積立金、生徒会費、定時制の給食費等の学校徴収金の徴収があります。

平成26年度入学生から、授業料・通信教育受講料以外の教育に必要な経費（教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費等）の負担を軽減するため、高校生等がいる生活保護受給世帯又は都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が非課税の世帯を対象に奨学のための給付金の認定を受けた方に給付金を支給しています。返済の必要はありません。

世帯区分	課程等	給付額（年額）
生活保護受給世帯	全日制課程	32,300円
	定時制課程	
	通信制課程	
都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が非課税の世帯	全日制課程	122,100円
	定時制課程	
	全日制課程	143,700円
	定時制課程	
	通信制課程	
通信制課程	50,500円	

(3) 給付型奨学金について

平成29年度から、家庭の経済状況にかかわらず、誰もが安心して学び、もてる可能性を最大限伸ばすことができるよう、学習の成果を明らかにする資格試験や学校における勉強合宿・語学合宿等の教育活動にかかる経費等を、保護者の代わりに負担する都独自の現物給付方式の奨学金制度が導入されました。

支給対象者は、都立高校等に在籍する生徒のうち、以下の条件に該当する方です。

世帯区分	給付限度額（上限）
生活保護受給世帯、都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が非課税の世帯	50,000円
都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額の合算が85,500円未満の世帯	30,000円

※ 上記世帯の生徒が申請を行い、受給認定されることにより、生徒が通う学校の教育活動にかかる経費にあてるものとして支給する制度です。返済の必要はありません。ただし、学校の教育活動に参加しない場合は支給対象となりません。

具体的な対象経費については学校によって異なりますので、詳細は入学が決定した際に、入学予定の学校に問い合わせてください。

(1) から (3) まで、また、制度全般については、以下に問い合わせてください。  
東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当 電話 03(5320)7862(直通)

(2) 关于奖学金给付金制度

在高中，除入学金及学费外，每所学校还会收取自行决定的修学旅行等公积金、学生会费、定时制高中的伙食费等费用。自2014年度入学的学生起，为减轻除学费、函授教育学费之外的教育所需费用（教科书费、教材费、学习用品费、上学用品费、课程外活动费、学生会费等），面向家里有高中生且享受生活最低保障的家庭，或者都道府县民税所得比例部分及区市町村所得比例部分为非纳税的家庭，通过了奖学金给付金认定的学生，可以获得给付金。该给付金无需返还。

家庭分类	课程等	发放金额（年額）
享受生活最低保障家庭	全日制課程	32,300 日元
	定时制課程	
	函授制課程	
都道府县民税所得比例部分及区市町村所得比例部分为非纳税的家庭	全日制課程	114,100 日元
	定时制課程	
	全日制課程	143,700 日元
	定时制課程	
函授制課程	50,500 日元	

(3) 关于发放型奖学金

从2017年开始，不论家庭经济状况如何，为了保障每位学生能够安心学习、发挥出自己最大的可能性，对于学生参加可以明确学习成果的资格考试或学校组织的学习型合宿（集训）、外语合宿等教育活动的经费，引入了由东京都代替监护人以现金进行支付的奖学金制度。

支付对象为就读于都立高中等学校、且符合下列条件的学生。

家庭分类	发放金额限度（上限）
享受生活最低保障家庭、都道府县民税所得比例部分及区市町村所得比例部分为非纳税的家庭	50,000日元
都道府县民税所得比例部分及区市町村所得比例部分的总额不满85,500日元的家庭	30,000日元

※ 上述家庭的学生进行申请、并获得认定后，学生在学校产生的教育活动的经费由东京都支付，且无需返还。但是，若不参加学校的教育活动，则不能获得该经费。  
具体的经费内容根据学校会有所不同。具体事项请于确定入学之后，直接向录取学校进行咨询。

关于(1)至(3)以及制度上的一般问题，请向以下部门咨询。 东京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当 电话 03(5320)7862(直拨)

◎ 受験生チャレンジ支援貸付事業のご案内

中学3年生等の受験生を養育する一定所得以下の世帯を対象に、学習塾代や受験料に必要な資金を貸し付けることにより、子供たちの進学を支援します。

<概要>

- 1 対象 中学3年生又はこれに準じる方を養育する一定所得以下の世帯の生計中心者
- 2 貸付内容 塾代及び受験料の貸付を行い、進学（入学）した場合は償還を免除します。
- 3 貸付金額等 塾代 上限200,000円、受験料 上限27,400円（4校まで）  
※ 受験料は、都立高校入学検査料のほか、私立高校等の受験料も対象です。  
ただし、1校あたり上限23,000円です。
- 4 貸付利率 無利子
- 5 申込方法 お住まいの区市町村の窓口にお問い合わせの上、お申し込みください。

<貸付要件>

○世帯（父母等養育者）の総収入又は合計所得金額が一定の基準以下であること  
（収入基準の一例）※総収入の場合

世帯人数	2人	3人	4人
一般世帯		4,410,000円	5,049,000円
ひとり親世帯	4,057,000円	4,966,000円	5,772,000円



○そのほかにも貸付の要件があります。

○詳細は専用Webサイト (<https://jukenchallenge.jp/>) をご確認ください。→

本事業の詳細及びお住まいの区市町村の窓口の連絡先については、以下に問い合わせてください。  
東京都福祉局生活福祉部地域福祉課生活援助担当 電話 03(5320)4072 (直通)

◎ 升学挑战支援之借贷事业的介绍

本事业面向抚养初中3年级等报考生并且所得处于一定基准以下的家庭，为其补习班费用、报考费提供必要借贷，以支援孩子们的升学。

<概要>

- 1 対象 抚养初中3年级或与其相当的报考生并且所得处于一定基准以下的家庭生计维持主要者
- 2 借贷内容 为补习班费用及报考费提供借贷，升学（入学）后可免除偿还
- 3 借贷金额 补习班费用 上限 200,000 日元、报考费 上限 27,400 日元（4校为止）  
※ 报考费包括都立高中入学报考费和私立高中等的报考费。但是，每校上限 23,000 円。
- 4 借贷利息 无利息
- 5 申请方法 请向所住区市町村的窗口进行咨询后再申请。

<借贷要件>

○家庭（父母等抚养者）的总收入或合计所得金额处于一定基准以下  
（收入基准的一例）※总收入的情况

家庭人数	2人	3人	4人
一般家庭		4,410,000 日元	5,049,000 日元
单亲家庭	4,057,000 日元	4,966,000 日元	5,772,000 日元



○其他借贷要件

○详情请查询专用网站 (<https://jukenchallenge.jp/>)。→



“Charenyan”（日语：チャレニャン）

关于本事业的详情以及所住区市町村窗口的联系方式，请拨打以下电话进行咨询。

東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉课生活援助担当 电话 03(5320)4072 (直拨)